

平成30年度ダイオキシン類調査結果

1 環境調査結果

大気、水質、底質、地下水及び土壌について、前年度に引き続き、全ての地点で環境基準を達成していました。

表 1 環境調査結果

測定媒体	測定 地点数	測定 検体数	測定結果		環境 基準	単 位	備 考	
			最小値	最大値				
大 気	6	14	0.0073	0.017	0.6	pg-TEQ/m ³	1 調査は、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、県、国土交通省九州地方整備局及び宮崎市が実施しました。	
公 共 用 水 域	水質	河川	17	18	0.029	0.10		1
		海域	2	2	0.033	0.035		
	全 体	19	20	0.029	0.10			
	底質	河川	15	16	0.10	3.4	150	pg-TEQ/g
		海域	2	2	0.25	0.93		
		全 体	17	18	0.10	3.4		
地下水	7	7	0.028	0.070	1	pg-TEQ/L	4 毒性等量 (TEQ) の算出には、毒性等価係数 (TEF) としてWHO-TEF (2006) を適用しました。	
土 壌	9	9	0.000075	3.9	1,000	pg-TEQ/g		

2 発生源検査結果

(1) 大気基準適用施設

① 自主検査結果

ア 排出ガス

測定結果の報告があった施設については、全て排出基準以下でした。

イ ばいじん

測定結果の報告があった施設については、全て排出基準以下でした。

ウ 燃え殻

測定結果の報告があった施設については、全て排出基準以下でした。

② 立入検査結果

立入検査した施設については、廃棄物焼却炉3施設の排出ガスが排出基準を超過していたため改善を指導したところ、改善が確認されました。

表 2 大気基準適用施設検査結果

特定施設の種類の	検査媒体	自主検査施設数		立入検査 施設数
		対 象	報 告	
アルミニウム合金製造施設	排出ガス	1	1	1
廃棄物焼却炉	排出ガス	65	65	40
	ばいじん		55	
	燃え殻		61	

注) 検査対象施設は、休止施設(3)を除く。

また、「ばいじん」については、6施設が測定不能施設であり、「燃え殻」については、2施設が測定不能施設となっています。

(2) 水質基準適用事業場

① 自主検査結果

測定結果の報告があった特定事業場については、全て排出基準以下でした。

② 立入検査結果

全ての特定事業場について、排出基準以下でした。

表3 水質基準適用施設検査結果

特定施設の種類	検査媒体	自主検査事業場数		立入検査事業場数
		対象	報告	
硫酸塩パルプ漂白施設	排水水	1	1	1
廃棄物焼却炉に係る灰貯留施設		1	1	1
下水道終末処理施設		3	3	2
共同排水処理施設		1	1	1